２．課徴金納付命令対象者②は、ジアースの社員であったが、その職務に関し、

㈠　ジアースの業務執行を決定する機関が、株式会社リクルートと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成22年11月１日より前の同年10月27日、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を買付価額合計22万250円で買い付け、

㈡　本件重要事実を知りながら、この事実が公表された平成23年１月27日午後10時頃より前の同日午前９時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を売付価額合計29万1,000円で売り付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　134万円

課徴金納付命令対象者②　22万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）

審判手続開始決定日　平成24年８月３日

課徴金納付命令日　　平成24年９月13日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　株式会社バンテック社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年10月30日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社バンテック（以下「バンテック」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、バンテックの業務執行を決定する機関が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、バンテックを株式会社日立物流の完全子会社とする決定をした旨の、バンテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年12月15日より前の同年11月30日から同年12月１日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式合計65株を買付価額合計923万円で買い付けた。

【課徴金額】　585万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年10月30日

課徴金納付命令日　　平成24年12月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　公開買付者との契約締結者からの情報受領者によるサイレックス・テクノロジー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年11月16日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、サイレックス・テクノロジー株式会社（以下「サイレックス」という。）の株主であった者から、同人が、同人と村田機械株式会社（以下「村田機械」という。）との間の公開買付応募契約の締結に関し知った、村田機械の業務執行を決定する機関が、サイレックス株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年８月11日より前の同月９日、自己の計算において、サイレックスの株式合計25株を買付価額合計82万7,700円で買い付けた。

【課徴金額】　61万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年11月16日

課徴金納付命令日　　平成24年12月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨　株式会社ニッセンホールディングスとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年11月30日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ニッセンホールディングス（以下「ニッセン」という。）と、シャディ株式会社（以下「シャディ」という。）の発行済普通株式全部の譲渡を含む資本業務提携に関する基本合意書の締結の交渉をしていたユーシーシーホールディングス株式会社（以下「ＵＣＣ」という。）の役員から、同人が同合意書の締結の交渉に関し知った、ニッセンの業務執行を決定する機関が、ＵＣＣと業務上の提携を行うこと及びＵＣＣからシャディの発行済株式の全部を譲り受けて同社を子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年２月20日より前の平成24年２月10日、自己の計算において、ニッセンの株式5,000株を買付価額181万円で買い付けた。

【課徴金額】　24万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年11月30日

課徴金納付命令日　　平成24年12月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩　株式会社サンケイビルの第三者委員会関係者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成25年１月25日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フジ・メディア・サービス（以下「フジ・メディア」という。）が株式会社サンケイビル（以下「サンケイビル」という。）の株式の公開買付けを行うにあたって、サンケイビルが同社内に設置した第三者委員会の関係者から、サンケイビルの役員が、フジ・メディアとの間の公開買付け実施後の経営体制等についての合意に関する契約の締結の交渉に関し知り、その後、当該関係者がその職務に関し知った、フジ・メディアの業務執行を決定する機関がサンケイビルの株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年１月20日より前の同月11日及び同月13日、自己の計算において、サンケイビルの株式合計6,000株を買付価額合計178万8,200円で買い付けた。

【課徴金額】　263万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成25年１月25日

課徴金納付命令日　　平成25年２月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑵　相場操縦に対する勧告

①　出光興産株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年６月15日